

# 学校において予防すべき感染症と出席停止について

明科高校 保健室

学校感染症（下記参照）と診断された場合は、感染拡大予防のため、学校保健安全法（第19条）により学校は出席停止の措置を講ずることとされておりますので、医師より感染症と診断された場合には学校への連絡をお願いいたします。（感染症による出席停止期間は欠席日数には入りません）

感染症が治癒し登校する際には、「治癒報告書」「治癒証明書」を学校に提出してください。

インフルエンザの場合・・・「治癒報告書」 保護者の方が記入してください。

インフルエンザ以外の感染症・・・「治癒証明書」 医療機関（医師）で記入してもらってください。

新型コロナウイルス感染症・・・「出席停止期間終了報告書」 保護者の方が記入してください。

## I 学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準

分類	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）鳥インフルエンザ（H5N1）、中東呼吸器症候群（MERS）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）および新型インフルエンザ等を除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 他）	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	*その他の感染症とは・・・校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとる事ができる感染症	

（令和5年5月8日より適用）